

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日	平成16年3月2日(火)	
場 所	宇土市勤労青少年ホーム 3階 会議室	
出席委員氏名	村橋 久昭 委員長 児玉 昭八 委員 原田 久 委員 久森 庸助 委員 伊藤 博士 委員	
審議対象期間	平成15年8月21日～平成16年1月31日	
抽出案件	92	(備考)
一般競争入札	0	
指名競争入札	91	
1億円以上	(0)	
5千万円以上1億円未満	(1)	
1千万円以上5千万円未満	(33)	
5百万円以上1千万円未満	(28)	
3百万円以上5百万円未満	(17)	
3百万円未満	(12)	
随意契約	1	
その他	0	
委員からの意見・質問, それに対する回答	意見・質問	回 答
	次のとおり	次のとおり
委員会による意見の具申の内容	次のとおり	

(開会)

1 対象期間内の工事について

【事務局より対象期間内の工事全般についての説明】

質問及び意見	回 答
<p>前回の会議で「落札率が低下しているような自治体の入札制度調査を」という意見を述べたが報告をお願いしたい。</p> <p>今回の対象工事の中にも数件、落札率の低いものがある。工事の内容、質まで考慮すると低ければよいとは考えられない。</p> <p>しかし、今後、会議の抽出事案のなかに、このような案件を含めて、研究していくことで何か学ぶべきことが出てくるのではないか。</p> <p>難しい問題ではあるが、次回会議から低落札の工事については対象工事として抽出し、各社の入札金額等を調査し、資料としての提出をお願いしたい。</p>	<p>様々な入札制度があるなかで、どの制度が落札率の低下ということに適しているかということで検討したが、結論を出すことは難しい。</p> <p>ちなみに今回の対象工事92件の落札率で最も高いものは99.50%、最も低いものは59.27%だった。平均は97.20%であり、御指摘のとおり高い数値であると認識している。</p> <p>ただ、他自治体でも入札制度改革の動きはあり、今後継続して検討する必要があると考えている。</p> <p>各工事は統一的な単価を元に積算しており、設計金額に落札率低下の原因があるとは思えない。</p> <p>一方で、工事検査課の検査では厳密に検査をしているが、落札率が低かったからといって検査評点が低いとは必ずしも言えない。</p> <p>また、指名審査会では、指名基準に基づいて審査しており、特に原因は特定できない。</p> <p>次回の会議から対処します。</p>

2 抽出事案説明

【抽出事案 8 件の工事概要，指名の経緯，開札結果について説明】

	件名	入札等方式	指名業者選定理由
1	平成15年度 網田漁港機能高度化事業橋梁架設工事	指名競争	指名審査方針による 鋼構造物工事であり有資格業者を指名 本工事と同種の工事实績を有する
		市内外 10 社	
2	北段原線バリアフリー化工事（1工区）	指名競争	指名審査方針による 一般土木工事であり有資格業者を指名 市内に本店，支店等を有する 本工事と同種の工事实績を有する
		市内 9 社	
3	宇土市立図書館バリアフリー化改修建築工事	指名競争	指名審査方針による 建築工事であり有資格業者を指名 市内に本店，支店等を有する 本工事と同種の工事实績を有する
		市内 8 社	
4	中央線舗装工事	指名競争	指名審査方針による 舗装工事であり有資格業者を指名 市内に本店，支店等を有する 本工事と同種の工事实績を有する
		市内 7 社	
5	緑川工業団地配水管布設工事（1工区）	指名競争	指名審査方針による 管工事であり有資格業者を指名 市内に本店，支店等を有する 本工事と同種の工事实績を有する
		市外 6 社	
6	緑川工業団地マンホールポンプ設置工事	指名競争	指名審査方針による 機械設備工事であり有資格業者を指名 本工事と同種の工事实績を有する
		市外 7 社	
7	平成15年度 汚水304号伊津野枝線工事	指名競争	指名審査方針による 一般土木工事であり有資格業者を指名 市内に本店，支店等を有する 本工事と同種の工事实績を有する
		市内 7 社	
8	汚水68号管渠築造工事に伴う附帯工事	随意契約	随意契約の理由についての説明。
		市内 1 社	

【変更理由・随意契約理由について】

質問及び意見	回 答
<p>随意契約の理由の中に「性質、目的が競争入札に適しない」「著しく有利な価格で契約できる」ということがあったがどのようなことか。</p> <p>随意契約の場合の予定価格は。</p>	<p>該当する工事は主となる工事がある、その附帯工事として発注するものであった。</p> <p>よって、主となる工事の請負業者と契約することで、業務を円滑に進めることができ、経費等の削減もできるということをその理由としている。</p> <p>予定価格は設定する。しかし、事前公表はしないので、予定価格に達しない場合は再度の見積という場合もある。</p>

3 指名停止について

【事務局より指名停止処分案件 8 件について経緯，処分内容についての説明】

- ・ 4 件は工事検査評点が低かったことによるもの。
- ・ 残り 4 件は「故意に予定価格を超える金額で応札」したことによるもの。

(経緯)

この対象となった件に 5 社指名。しかし、1 社は入札前に辞退。

結局 4 社参加したが、全社予定価格を超える金額で入札。故意と判断し、指名停止処分。

事情聴取の結果「予定価格に疑問をもったが、遠慮して質疑しなかった」という理由であった。

積算内容に不備はないと判断し、指名業者総入替、予定価格同額で再度入札。

結果、予定価格以下で落札。

質問及び意見	回 答
同じ予定価格で 1 回目の 4 社ではできない、2 回目の 5 社ではできると判断しているが、どちらが正しいのか。	1 回目の開札後、担当課で再度積算の見直しをしたが積算に問題はなく、予定価格は適正と判断する。よって、2 回目の入札価格が適正であると判断する。
入札辞退にはペナルティーがないのになぜこのようなことになったのか。	入札辞退に対し、遠慮があったということである。
2 回目の指名業者から質疑書は提出されたのか。	されなかった。
少なくともこのような事態が発生した場合には注意深く見ていく必要があるのではないか。工事の状況はどうか。	工事は終わっているが、特に問題があったとは聞いていない。しかし、竣工検査が済んでいないので、最終的な判断は出来ない。今後注意して調査したい。
指名停止を受けた業者の積算内訳を調査すれば何か分かるのではないか。	入札時には内訳書を提出させている。詳しい内容確認は行っていない。再度調査したい。
工事検査評点が低かったことに対する指名停止処分は分かるが、工事自体に対するフォロー、指導はどうなっているのか？	竣工検査は工事検査課が行い、併せて担当課、請負業者への指導を行う。指名審査会でもその工事の市の担当者へその原因の説明を求めることとしている。

<p>このような処分に対して業者の反応はどうか。</p>	<p>竣工検査結果についても、指名停止処分についても納得されていると考えている。</p>
<p>工事の竣工後、検査までの期間は。</p>	<p>2週間以内に工事検査課による竣工検査を行う。</p>
<p>検査は何回くらい、どのように行うのか。また、どの検査の結果を最終的な評点とするのか。</p>	<p>主なものは担当課では監督員の検査、竣工後の下検査、工事検査課による竣工検査である。</p> <p>工事検査課の竣工検査評点が最終的な評点となるが、そのなかには、担当課が工事の施工中の状況等を評価して付ける点数も含まれる。</p>

4 その他

指名停止措置要領の改正について

【事務局より説明】

<p>指名停止措置要領を改正。</p> <p>前回会議時の問題となった「対象工事1回停止」の処分を廃止し、すべて期間による処分とする。</p>

質問及び意見	回 答
<p>条文中「松橋警察署長の意見を聴く」という規定があるが、具体的には。</p> <p>条文中「(指名停止期間中でも)やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。(=契約できる)」という規定があるが。</p>	<p>建設業からの暴力団排除を目的とし、別途合意書を取り交わしており、それに基づく規定である。内容的には、情報を交換するといったものである。</p> <p>特許を有している場合など、その者でなければならないといった状況を想定している。</p>

平成16年度第1回定例会議の日程について

<p>平成16年9月30日(木)13:30より。</p> <p>場所は青少年ホーム1階 講習室</p>

次回工事抽出当番委員の決定

<p>原田 久委員に決定</p>

(閉会)